

# 広島市医師会看護専門学校 医療高等課程同窓会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、広島市医師会看護専門学校 医療高等課程同窓会（ひめゆり）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、専門職業人として研鑽に勤め、母校の発展に寄与するとともに創立の精神に基づき社会に貢献することを目的とする。

(所在地)

第3条 本会は、事務所を広島市医師会看護専門学校内に置く。

〒733-8548 広島県広島市西区観音本町一丁目1番1号

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 母校との連携及び協力に関すること
- (2) 准看護師の地位確立に関する事業
- (3) 会員名簿の整理に関すること
- (4) 会員相互の親睦のための事業に関すること
- (5) その他、本会の目的を達成するための事業

## 第2章 会員・会費

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

広島市医師会看護専門学校 医療高等課程の卒業生

(会費)

第6条 本会員は、入会の際に会費を徴収する。

- 2 会員は、入会金（終身会費）として卒業時に1,000円を納付しなければならない。
- 3 会費を納入していない者は会員としての権利を行使できない。
- 4 本会の目的を達成するために、役員会の承認を得て特別会費を徴収することができる。
- 5 納入された会費については、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第3章 役員

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 各回生2名程度
- (4) 会計 2名
- (5) 書記 1名
- (6) 監査 2名

2 役員は原則として、准看護師として職務に従事する者とする。

(職務)

第8条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長 本会を代表し、総会及び役員会を総括する。
- (2) 副会長 会長の補佐及び、会長に事故あるときはその代理を務める。
- (3) 幹事 会務に参画する。
- (4) 会計 本会の会計全般を担当する。
- (5) 書記 本会の庶務（議事録作成等）を担当する。
- (6) 監査 各年度の会計監査を行う。

(選出)

第9条 役員は以下の方法により選出する。

- (1) 会長・副会長・監査

総会において会員の中から選出する。

(2) 会計・書記

役員会において選出する。

(3) 幹事

各回生卒業時に、医療高等課程教務課長の推薦により決定する。

(任期)

第10条 役員の任期は3年とする。

2 任期が終了しても後任が就任するまでは、職務を継続するものとする。

3 途中で就任した役員は、前任者の残任期間を任期とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は役員会の決議を経て会長が委嘱する。

## 第4章 会議

(会議種別)

第12条 本会の会議は総会と役員会とする。

(役員会)

第13条 役員会は会長、副会長、会計、書記、監査、顧問、及び代表幹事で構成する。

2 会長は毎年1回以上役員会を招集し、その議長となる。

3 会長は必要に応じて臨時に役員会を招集することができる。

4 可否同数の場合は、議長がこれを決する。

5 役員会は、第4条の目的達成に向けて運営する。

(総会)

第14条 総会は1年に1回開催し、会長がこれを招集する。

2 役員会の決議によって臨時総会を開催することができる。

3 議長は出席会員の中からこれを招集する。

4 総会の決議は出席会員の過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長に評決参加権を認める。

5 次の事項は役員会の決議を経て、総会によって決議・承認されなければならない。

(1) 事業報告及び収支決算に関すること

(2) 事業計画及び収支予算に関すること

(3) 役員の改選

(4) 会則の改廃

(5) その他、役員会が総会の決議を必要とする事項

## 第5章 経費・会計について

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってまかなう。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

2 本会の収支予算・収支決算(監査は事前に行う)は新年度の役員会の決議・承認を受けるものとする。

## 第6章 雑則

(届け出義務)

第17条 会員は姓名、住所、勤務先等に移動を生じた際には、1ヶ月以内に本会に届け出なければならない。

(細則)

第18条 役員会の議決によって、別に細則を定めることができる。

附 則

この規約は、平成29年2月22日から施行する。